

新潟水俣病アーカイブス事業に係るDVD制作業務委託仕様書

令和元年8月
福祉保健部生活衛生課

1 目的

新潟水俣病の教訓を伝承する教育及び普及啓発に活用するため、水俣病関連映像、資料の保存、加工・編集し映像資料として、水俣病発生地域の再生・融和の促進、総合的な情報発信等を行う。

2 業務内容

「新潟水俣病からの学び」制作業務

3 制作する映像の内容

県内小・中・高等学校における学習資料として、新潟水俣病のあらましをわかりやすくコンパクトにまとめ、学校の授業で使いやすい映像資料を作成する。

・過去の写真、映像を使用するとともに、現在の映像、関係者のインタビュー等の資料映像を編集・映像化し、項目別に簡潔に解説を行う

- (項目) ①新潟水俣病が起きた場所
②新潟水俣病と昭和電工鹿瀬工場
③なぜ新潟水俣病は起こったのか
④新潟水俣病のはじまり
⑤病気の苦しみ
⑥偏見と差別
⑦被害へのつぐない
⑧生きているうちに救済を
⑨認定・補償を求めて
⑩地域の取組と現在の阿賀野川

- ・映像時間は15分～20分程度
- ・小学校5年生が理解できるレベル

4 見積条件

総額2,587,000円以内(消費税含む)

※ この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務に関する費用の全てが含まれるものとする。

5 期間

契約締結の日から令和2年3月25日まで

6 成果品の上映場所

県内小学校、中学校、高校及び教育関係機関、新潟県立環境と人間のふれあい館

内及び外部会場での上映、貸出。

7 成果品仕様と業務の進め方

(1) 業務の進め方

成果品を制作するにあたっては、事前のシナリオを作成し、委託者と作品イメージについて事前協議を十分に行うこと。

(2) 委託の範囲

シナリオの制作、取材、撮影、編集、ナレーション収録、テロップ作成、BGM入、完全パッケージ作成、成果品納品まで。

なお、制作途中で仮編集試写を行うこと。

(3) 既存著作物等の使用

納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 成果品の仕様

- | | |
|---------|---|
| ア 撮影 | ハイビジョン撮影で行うこと。 |
| イ 画面サイズ | 16対9のHDフォーマットとする。 |
| ウ 上映時間 | 15分～20分 |
| オ 成果品 | DVD850枚（Pケース入り）、ブルーレイ2枚（Pケース入り）パッケージにはタイトルを入れること。
※装丁は、それぞれ盤面タイトル印刷、ハードケース（ジャケット付）入りとすること。 |

(5) 個人情報の保護

業務実施上で得られた情報等及び作成済映像及び並びに貸出した資料等を含め、新潟県の許可なく一切他に公表もしくは他に使用してはならない。

(6) その他

業務内容等の細部及び記載事項に疑義が生じた場合は、新潟県とその都度協議の上、決定すること。

8 参考資料、参考サイト

- (1) 新潟水俣病のあらまし（発行：新潟県）ホームページからもご覧いただけます
<http://www.pref.niigata.lg.jp/seikatueisei/1195661749709.html>
- (2) 新潟県ホームページ「新潟水俣病関連情報トップページ」
<http://www.pref.niigata.lg.jp/seikatueisei/1356837115914.html>
- (3) 新潟県立環境と人間のふれあい館ホームページ
<http://www.fureaikan.net/>
- (4) 水俣市立水俣病資料館ホームページ
<http://www.minamata195651.jp/>
- (5) 上記のほか、新潟県立環境と人間のふれあい館所蔵資料の使用が可能。
(著作権、使用許諾確認が必要)